

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

臼杵市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

臼杵市長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>臼杵市が住民を対象とする行政事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、臼杵市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、臼杵市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、臼杵市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>臼杵市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(具体的な事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正 ③転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ④本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼、本人確認情報の照会 ⑦住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑧住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity住民票システム ・MICJET ・住基GWサーバ ・住民基本台帳システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・統合宛名システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- ・住民基本台帳ファイル
- ・本人確認情報ファイル
- ・送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第7条、第16条、第17条並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条8号、別表第二の第 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,77,80,84,85の2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119項 (情報照会の根拠) なし	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
〔 基礎項目評価書 〕			<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託						
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	〔 ○ 委託しない 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)						
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続						
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>						
8. 監査						
実施の有無	〔 ○ 自己点検 〕	〔 内部監査 〕	〔 外部監査 〕			
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	〔 十分に行っている 〕					
<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>						

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月30日	2. 事務の概要	<p>臼杵市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、臼杵市の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、臼杵市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、臼杵市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>臼杵市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>	<p>臼杵市が住民を対象とする行政事務を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、臼杵市の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、臼杵市における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、臼杵市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>臼杵市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月30日	2. 事務の概要	(具体的な事務) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ④本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼、本人確認情報の照会 ⑦住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑧住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認	(具体的な事務) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ④本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑤住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑥地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への個人番号の生成依頼、本人確認情報の照会 ⑦住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑧住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認	事後	
令和1年10月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第7条、第8条、第16条、第17条並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	番号法第7条、第16条、第17条並びに住民基本台帳法第5条、第6条、第7条、第8条、第12条、第12条の4、第14条、第24条の2、第30条の6、第30条の10、第30条の12	事後	
令和1年10月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,7,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,117,120項 (情報照会の根拠) なし	(情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,74,7,80,84,85の 2,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,111,112,113,114,116,119項 (情報照会の根拠) なし	事後	

